**ＩＣＴ活用工事（法面工） 積算要領**

別添８

１　適用範囲

本資料は、以下に示すＩＣＴ活用工事における法面工（以下、法面工（ＩＣＴ）） に適用する。

・モルタル吹付

・コンクリ―ト吹付

・機械播種施工による植生工（植生基材吹付、客土吹付、種子散布）

・人力施工による植生工（植生マット、植生シート、植生筋、筋芝、張芝）

・現場吹付枠工

２　３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

ただし、法面工（ＩＣＴ）を、土工（ＩＣＴ）と同時に実施する場合において、3次元起工測量を必要とする場合は、土工（ＩＣＴ）で、必要額を適正に積み上げるものとする。

３　３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

３次元座標値を**面的に取得する**機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。ただし、法面工（ＩＣＴ）と同時に実施する土工（ＩＣＴ）において補正係数を乗じる場合は適用しない。

・共通仮設費率補正係数 ： 1.2

・現場管理費率補正係数 ： 1.1

※小数点第３位四捨五入２位止め

なお、法面工（ＩＣＴ）において、経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の１）～

４）とし、それ以外の、ＩＣＴ活用工事（法面工）実施要領に示された、出来形管理の経費

は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。

1） 地表型レーザースキャナーを用いた出来形管理

2） 地表移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理（現場吹付枠工は除く）

3） 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

4） 上記１）～３）に類似する3次元計測技術を用いた出来形管理